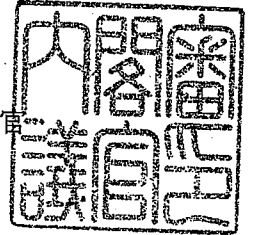


閣 副 第 8 1 7 号  
府 地 事 第 1 1 9 9 号  
総 行 人 第 5 3 号  
3 0 文 科 教 第 2 6 3 号  
3 0 農 振 第 2 6 6 7 号  
環 自 国 発 第 1 8 1 2 2 1 1 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

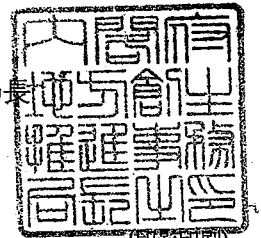
各都道府県知事殿  
各指定都市市長殿  
各都道府県教育委員会教育長殿  
各指定都市教育委員会教育長殿  
各地方農政局長殿  
沖縄総合事務局長殿  
各地方環境事務所長殿

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官



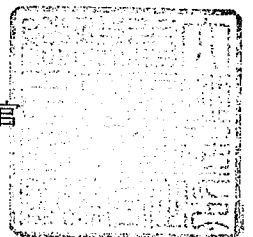
(印影印刷)

内閣府地方創生推進事務局長



(印影印刷)

総務省大臣官房地域力創造審議官

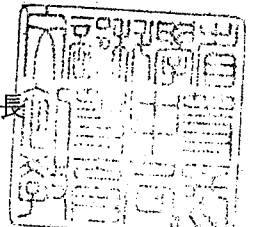


文部科学省総合教育政策局長



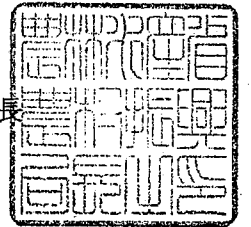
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

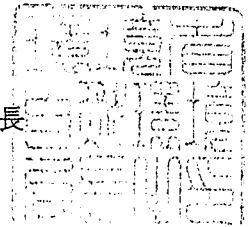


(印影印刷)

農林水産省農村振興局長



環境省自然環境局長



(印影印刷)

子供の農山漁村体験（通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」）の充実について（通知）

内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）に、子供の農山漁村体験の充実が位置づけられたことを踏まえ、送り手側、受入側の課題等について関係省庁において連携して検討を進め、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に、具体的な取組が位置づけられたところです。

また、今般、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（平成30年12月21日閣議決定）において、具体的な目標を定め、取組を推進していくこととされました。

貴職におかれては、これまでも、子供の農山漁村体験の充実に向けて、取組を推進していただいているところと存じますが、平成21年8月10日付け総行コ第20号、21文科初第6526号、21農振第876号、総務省大臣官房地域力創造審議官、文部科学省初等中等教育局長、農林水産省農村振興局長通知（以下、「平成21年3省通知」という。）に代えて、下記のとおり、本施策推進の意義、定義と目標、推進のための支援措置についてとりまとめましたので、留意の上、子供の農山漁村体験の推進について、格別のご配慮をお願いいたします。また、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、下記第3の1の取組の進捗の確認、コーディネートシステム構築のためのサポート人材に係るデータの収集、構築後の活用推進等に当たっては、ご協力をいただくようお願いいたします。

さらに、各都道府県におかれては貴都道府県内の市町村に対し、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対し、本通知の内容について周知されるようお願いいたします。

なお、平成21年3省通知は廃止します。

## 記

### 第1 子供の農山漁村体験の充実の意義

農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができる。また、このような体験を通じて、特に地方を知らない都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の地方へのUIJターンの基礎を形成することが期待できるため、一定期間農山漁村に滞在し、体験活動を行うことが望ましい。

また、地方の児童生徒も、都市部の児童生徒との交流により、足元の地方の魅力を再発見することとなる。さらに、こうした体験活動の推進は、都市と農山漁村の相互理解の増進に寄与するとともに、受入地にとっての地方創生にも資することとなる。

以上より、子供の農山漁村体験の取組を一層体系的に推進することとし、これに必要な施策を関係省庁で連携して実施する。

### 第2 子供の農山漁村体験の定義と目標

## 一 定義

子供の農山漁村体験とは、小学校、中学校及び高等学校の児童生徒が行う宿泊体験活動であって、農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域（以下、「農山漁村等」という。）に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うことをいう。

## 二 目標

「第3 子供の農山漁村体験の充実のための支援措置等」に掲げる施策等の実施を通じて、2024年度に、取組人数の倍増を目指し、小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人が、農山漁村体験を行うことを目標とする。

### 第3 子供の農山漁村体験の充実のための支援措置等

#### 一 地方創生の観点からの子供の農山漁村体験の推進

内閣官房及び内閣府においては、文部科学省と協力して、第2の二で設定した目標に向けての取組の進捗状況を確認（2021年度及び2024年度の取組状況を確認）するとともに、その進捗を踏まえた、必要な施策の総合調整を行う。

また、学校において行われる長期（4泊5日等）の農山漁村体験及び関連して一体として取り組む活動であって、将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした、地方創生に資する取組を、地方創生推進交付金により支援するとともに、新たに子供の農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入地域の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築する。さらに、農山漁村体験の教育効果について、子供の保護者をはじめとする関係者の理解が得られるよう広報を実施する。

#### 二 学校等における宿泊体験活動の推進

文部科学省においては、児童生徒の健全育成を目的として、小学校・中学校・高等学校等が実施する2泊3日以上宿泊を伴う宿泊体験事業や、都道府県・市町村教育委員会等において、学校教育への導入を前提に、希望者を募り、農山漁村等における1泊2日以上の宿泊を伴う体験活動を夏休み期間中等に実施する取組等に対して支援を実施する。

学校外における活動についても、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、子供の健全な育成を目的として様々な体験活動の振興に取り組む民間団体に対して「子どもゆめ基金事業」による助成を実施する。

#### 三 農山漁村地域の受入体制整備の推進

農林水産省においては、農山漁村地域の受入体制の整備について、平成20年度から平成28年度までに財政支援を行った「子ども農山漁村交流プロジェクト」のモデル地域に加え、平成29年度から農山漁村振興交付金（農泊推進対策）により整備を行っている施設について、子供の農山漁村宿泊体験に有効に活用する。

また、研修会やセミナー等を通じて優良事例、安全管理マニュアル作成の手引き等を周知し、受入に対するノウハウの取得・向上等人材育成や体験プログラムの充実・強化に向けた取組を推進する。

#### 四 国立公園等における受入体制整備

環境省においては、国立公園を含む農山漁村体験の受入地域における、地域住民や自然学校等民間事業者向けの、研修会、セミナー等を通じた人材育成や体験プログラムの充実、強化を行うとともに、子供の自然体験にも資する施設整備を推進し、受入体制の整備を図る。

#### 五 子供の農山漁村体験実施体制の構築支援

総務省においては、子供の農山漁村体験の取組の拡大、定着を図るため、送り手側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施する。

#### 六 地方財政措置

総務省においては、地方公共団体が小学生、中学生の農山漁村体験に関連した費用を負担する場合、その一定のものにつき、地方財政措置（特別交付税）による支援措置を講じることとする。